

申請書記載にあたっての注意点

- ① (4)又は(5)の理由で現場代理人を兼務配置させる場合で、3に記載する兼務配置となる工事が高知市発注工事以外の場合は、兼務を認める書類の写しを添付する必要があります。別の発注機関の承認がなければ、兼務の承認ができません。
- ② 現在契約している高知市発注工事の現場代理人を、(4)又は(5)の理由で高知市発注以外の工事で兼務配置させようとする場合は、2に兼務配置させる予定の高知市発注以外の工事を、3に兼務配置となる現在契約している高知市発注工事を記載して下さい。
- ③ 橋梁やポンプ等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間や自然災害等により工事が全面的に一時中止している期間については、請負金額 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の建設工事についても、専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例として、他の工事の現場代理人となることができですが、契約担当機関と工事請負者の間で、専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている必要があります。
- ④ 要件に該当しても、兼務を承認することができない場合がありますので、兼務配置を予定している場合は、入札（見積り）前に契約担当機関に確認してください。